

令和6年12月20日
大阪航空局**岡山航空株式会社に対する
航空法に基づく行政処分等について**

岡山航空株式会社（以下「同社」という。）からの報告を受け、大阪航空局が航空法（以下「法」という。）に基づく立入検査等を行った結果、同社において、同社が運航する事業機及び整備を受託している航空機に対し、長年にわたって不適切な整備を行っていたことが確認されました。また、このうち一部の航空機については、同社は、法に基づき整備能力の認定を受けた事業者（以下「認定事業場」という。）として、耐空証明の受検前整備を適切に実施せずに基準適合証を発行し、耐空証明が更新されていました。

これらを受け、大阪航空局は、行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行ったうえで、本日付で同社に対し、航空法に基づく行政処分等（認定業務の停止命令、事業改善命令及び安全統括管理者に対する警告）を行いましたのでお知らせします。

（不適切な整備の概要）

- 同社が航空運送事業者等として運航する事業機（3機種・7機）に対し、一部の必要な整備を適切に実施していなかった。この中には2002年11月から不適切な整備を継続して行っているものがあつた。
- 同社が認定事業場として、耐空証明の受検前整備を適切に実施せずに基準適合証を発行し、航空機（1機種・計4機（自社事業機3機・整備受託機1機））の耐空証明が2016年から計23回更新された。
- 法に基づき認可された整備規程・業務規程は、機体及び装備品等の製造者等が指定した方法に従って整備を行う旨が規定されているが、これらは整備規程・業務規程に違反した行為である。また、現場において他の点検等に対応可能として長年にわたって常習的に行われていたものであり、このような現場の実態に対し適確かつ具体的な措置が取られていなかった。

（同社に対する行政処分等の概要）

- 認定業務停止命令 60日間（法第20条第6項に基づく認定事業場に対する行政処分）
- 事業改善命令（法第112条等に基づく航空運送事業者等に対する行政処分）
 - ①安全管理体制の再構築
 - ②航空機の健全性確保
 - ③整備規程等の確実な理解及び適切な整備業務の実施
- 安全統括管理者の職務に関する警告（行政指導）

大阪航空局としては、同社において再発防止策が確実に図られ、安全運航体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

別添1：岡山航空株式会社に対する認定業務停止命令の文書

別添2：岡山航空株式会社に対する事業改善命令の文書

別添3：安全統括管理者の職務に関する警告の文書

《 問い合わせ先 》

大阪航空局 安全統括室

電話 : 06-6937-2771 (直通)

統括事業安全監督官 中山

前任整備審査官 近藤

前任航空機検査官 平井